

○今治市レンタサイクル条例施行規則

平成17年1月16日

規則第66号

改正 平成18年9月29日規則第63号

平成23年1月20日規則第4号

平成28年7月19日規則第85号

令和2年2月20日規則第6号

令和2年6月24日規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、今治市レンタサイクル条例（平成17年今治市条例第120号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開設時間)

第2条 レンタサイクルターミナルの開設時間は、別表に定めるところによる。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(自転車の使用許可)

第3条 条例第3条の規定によるレンタサイクルの使用許可を受けようとする者は、申込書を市長に提出し、許可書の交付を受けなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の今治市サイクリングターミナル条例施行規則（平成15年今治市教育委員会規則第8号）、今治市サイクルステーション条例施行規則（平成11年今治市規則第28号）、マリンオアシスはかた条例施行規則（平成16年伯方町規則第2号）又は上浦町多々羅しまなみ公園条例施行規則（平成16年上浦町規則第6号）の規定によりなされたレンタサイクルに関する手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(読替規定)

3 条例第9条の2の規定によりレンタサイクルの管理を指定管理者に行わせた場合において、第2条ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。

附 則（平成18年 9 月29日規則第63号）

この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 1 月20日規則第 4 号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 7 月19日規則第85号）

この規則は、平成28年 7 月27日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月20日規則第 6 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月24日規則第56号）

この規則は、今治市レンタサイクル条例の一部を改正する条例（令和 2 年今治市条例第35号）の施行の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

レンタサイクルターミナルの開設時間

施設の名称	開設時間
今治市中央レンタサイクルターミナル	8 : 00～20 : 00
今治市今治駅前レンタサイクルターミナル	8 : 00～20 : 00
今治市みなと交流センターレンタサイクルターミナル	9 : 00～17 : 00
今治市吉海レンタサイクルターミナル	9 : 00～17 : 00
今治市宮窪レンタサイクルターミナル	9 : 00～17 : 00
今治市伯方レンタサイクルターミナル	9 : 00～17 : 00
今治市上浦レンタサイクルターミナル	9 : 00～17 : 00
今治市大三島レンタサイクルターミナル	8 : 30～17 : 00